

既存口座への未利用口座管理手数料の適用と預金規定改定について

1. 概要

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の改定を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

口座の不正利用防止の観点等から、令和3年4月1日以降新規開設された普通預金口座・決済用普通預金口座・貯蓄預金口座（以下、対象口座という）に対しまして、「未利用口座管理手数料」を導入させていただいております。

本改定により、令和3年3月31日以前に開設された対象口座にも「未利用口座管理手数料」を適用させていただくことといたしました。

なお、本手数料は2年以上ご利用されていない対象口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、日頃より入金や口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 未利用口座管理手数料の改定

(1) 改定日

令和4年4月1日（金）

(2) 改定内容

改定項目	新	旧
対象口座	すべての対象口座	令和3年4月1日以降開設された対象口座
対象のお客さま	個人（個人事業主含む）のお客さま	個人（個人事業主含む）・法人のお客さま
対象外口座残高	残高1,000円以上	残高10,000円以上
手数料金額	年間550円（税込）	年間1,320円（税込）
対象年齢	18歳以上のお客さま（18歳未満対象外）	すべてのお客さま（年齢制限なし）
初回手数料徴求年月	令和6年4月以降	令和5年4月以降

3. 預金規定の改定

(1) 改定日

令和4年4月1日（金）

(2) 改定する規定類

(3) 改定内容（改定箇所）

新	旧
20.（手数料の取扱い） (1) 未利用口座管理手数料 ① 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しができない場合には、未利用口座となります。	20.（手数料の取扱い） (1) 未利用口座管理手数料 ① <u>令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座は、(削除)</u> 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しができない場合には、未利用口座となります。

4. 改定後の未利用口座管理手数料の内容

項目	内容
対象預金の種類	普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金
未利用となる口座	最後のお預入れまたは払戻しから 2年以上 、お預入れまたは払戻しができない対象口座 ※紛失・盗難などによりご利用が停止されている口座も対象です
対象外となる口座	①預金口座の残高が1,000円以上の場合 ②当金庫にお借入れがある場合 ③他の金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がある場合 ④18歳未満のお客さま
手数料金額	年間550円（消費税込）
口座の自動解約	残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった場合、残高を未利用口座管理手数料の一部とし、この口座を自動的に解約させていただきます ※本手数料のご返却および解約させていただいたお口座の再利用は出来ません
手続の流れ	①未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまへご案内を郵送します ②ご案内郵送後、一定期間経過後もお取引がない場合、所定の未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としさせていただきます ※「ご案内」が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとみなします

以上